

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年3月13日学長裁定)

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則

旭川医科大学固定資産細則（令和元年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行																						
(略)	(略)																						
<p>(使用責任者)</p> <p>第7条 会計規程第43条第3項に定める資産管理責任者が行う資産管理事務の委任について、別表2のとおり使用責任者を置く。</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この細則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表2（第7条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用責任者</th> <th style="text-align: center;">固定資産の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設課長</td> <td>不動産等</td> </tr> <tr> <td>事務局各課（監査室を含む。）の長</td> <td rowspan="6">左記組織に属する動産等</td> </tr> <tr> <td>医学部各講座の長</td> </tr> <tr> <td>医学部各学科目の長</td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> </tr> <tr> <td>保健管理センター長</td> </tr> <tr> <td>国際交流推進センター</td> </tr> </tbody> </table>	使用責任者	固定資産の範囲	施設課長	不動産等	事務局各課（監査室を含む。）の長	左記組織に属する動産等	医学部各講座の長	医学部各学科目の長	図書館長	保健管理センター長	国際交流推進センター	<p>(使用責任者)</p> <p>第7条 会計規程第43条第3項に定める資産管理責任者が行う資産管理事務の委任について、別表2のとおり使用責任者を置く。</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表2（第7条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用責任者</th> <th style="text-align: center;">固定資産の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設課長</td> <td>不動産等</td> </tr> <tr> <td>事務局各課（監査室を含む。）の長</td> <td rowspan="6">左記組織に属する動産等</td> </tr> <tr> <td>医学部各講座の長</td> </tr> <tr> <td>医学部各学科目の長</td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> </tr> <tr> <td>保健管理センター長</td> </tr> <tr> <td>国際交流推進センター</td> </tr> </tbody> </table>	使用責任者	固定資産の範囲	施設課長	不動産等	事務局各課（監査室を含む。）の長	左記組織に属する動産等	医学部各講座の長	医学部各学科目の長	図書館長	保健管理センター長	国際交流推進センター
使用責任者	固定資産の範囲																						
施設課長	不動産等																						
事務局各課（監査室を含む。）の長	左記組織に属する動産等																						
医学部各講座の長																							
医学部各学科目の長																							
図書館長																							
保健管理センター長																							
国際交流推進センター																							
使用責任者	固定資産の範囲																						
施設課長	不動産等																						
事務局各課（監査室を含む。）の長	左記組織に属する動産等																						
医学部各講座の長																							
医学部各学科目の長																							
図書館長																							
保健管理センター長																							
国際交流推進センター																							

長
入学センター長
教育センター長
<u>地域共生医育センター</u> 長
インスティテューショナル・リサーチ室長
研究推進本部長
知的財産センター長
研究技術支援センター長
先進医工学研究センター長
看護職キャリア支援センター長
各学内共同利用施設の長
各診療科長
病院各部・室の長
病院各センターの長

長
入学センター長
教育センター長
<u>地域共生医育統合センター</u> 長
インスティテューショナル・リサーチ室長
研究推進本部長
知的財産センター長
研究技術支援センター長
先進医工学研究センター長
看護職キャリア支援センター長
各学内共同利用施設の長
各診療科長
病院各部・室の長
病院各センターの長

【改正理由】

地域共生医育統合センターの改称に伴い所要の改正を行うものである。